

中部運輸局自動車交通部

平成29年7月27日 発表



連絡先

中部運輸局 自動車交通部

旅客第一課 担当：白木、伊藤

TEL 052-952-8035

貸切バスにおいて民間指定機関による

適正化事業を開始します。

～軽井沢スキーバス事故の総合的な対策～

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、その一つとして「民間指定機関による適正化事業の活用」が盛り込まれました。

昨年12月2日の道路運送法の改正を受けて、中部5県の各バス協会は、当該適正化事業を行うために「一般財団法人中部貸切バス適正化センター」を設立し、その準備を進めてきましたが、同センターから申請のあった道路運送法に基づく適正化事業規程の認可等の手続きが完了したことから、下記のとおり適正化事業を開始することになりましたのでお知らせします。

記

1. 名称及び住所 一般財団法人中部貸切バス適正化センター
名古屋市中区金山一丁目9番19号
2. 代表者 代表理事 加藤博和
3. 指定日 平成29年5月25日
4. 適正化事業開始日 平成29年8月1日

負担金徴収（平成29年8月1日から）

巡回指導（平成29年9月1日以降順次）

中部地区の貸切バス事業者の皆様へ（大切なお知らせ）

平成29年8月から中部貸切バス適正化センターが適正化事業を開始します！

適正化事業とは、軽井沢スキーバス事故のような悲惨な事故を二度と起こさないよう、道路運送法に基づき貸切バス事業者の皆様からの「負担金」を原資として「巡回指導」等を行い、貸切バス業界全体の安全・安心の徹底を図るものです。



負担金とは？

巡回指導等の貸切バス適正化事業を行うため、皆様から負担金を徴収します。



負担金の納付は事業者の義務です。
納付されないときは、法令に基づき**行政処分の対象**となることがあります。

初違反: 60日車
再違反: 事業許可の取消

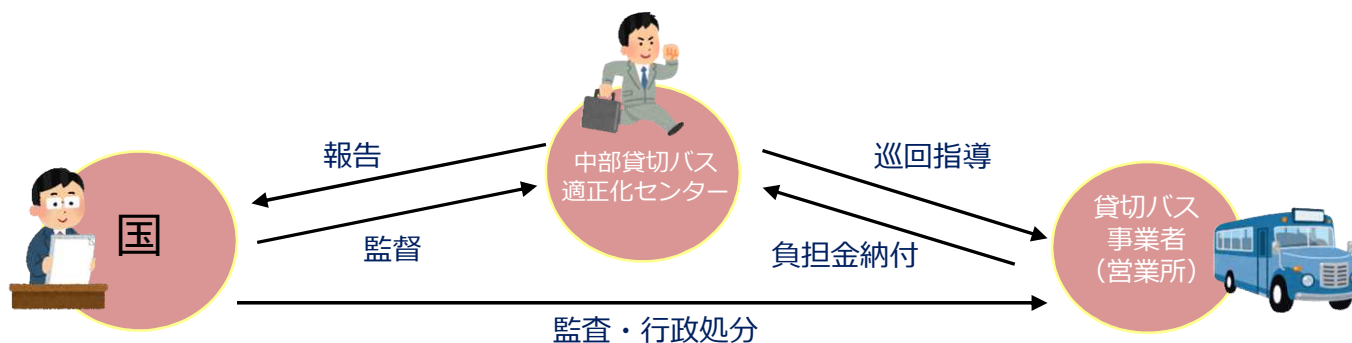
巡回指導とは？

適正化事業指導員が皆様の営業所に出向き、法令遵守状況等を点検し、必要なアドバイス等を行います。



巡回指導の結果、法令違反について**改善報告がなされない場合**には**国へ報告**されます。

また、**巡回指導の拒否**や、**悪質な法令違反**があった場合、**国へ速報**される他、**行政処分の対象**となります。



負担金の徴収及び巡回指導の実施にあたり、ご理解をお願い致します。



本件の問い合わせ先 中部運輸局自動車交通部旅客第一課
中部貸切バス適正化センター

Tel.052-952-8035
Tel.052-228-9702

○ 国は悪質事業者に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェックして悪質事業者を洗い出す。

